

問題 1

画商である A は、X からジャン・ジャンセン作の油絵を世話してもらいたいと頼まれ、探していたが、旧知の間柄であり、絵画の愛好家である Y からジャン・ジャンセンの真作に間違いないと説明を受けて、踊り子を描いた油絵（以下、「本件絵画」という）を時価と著しく異ならない 600 万円で買い受け、代金も支払った。そして、X に、出所も確かだ真作に間違いないと述べて、800 万円で売り渡し、そのうち 500 万円の支払いを受けた。しかし、X は、本件絵画をオークションに出したところ、権威のある鑑定人から、贋作であるとの指摘を受けた。X は、A から既払いの 500 万円を取り返そうとしたが、A は、FX 取引に失敗して無資力になった。X は、Y に対して 500 万円の支払いを請求したが、認められるか。

問題 2

平成 22 年 9 月 1 日、X は、Y から Y が所有する土地甲を代金 5,000 万円で購入する売買契約を締結した（以下、「本件契約」という）。同日、X は、内金 500 万円を手付金として Y に支払った。本件契約において、①残代金は 10 月 29 日に所有権移転登記及び甲の引渡しと引換えに支払う、②期日前でも Y が所有権移転登記に必要な書類を完備したときは、X は、中間金 2,000 万円を支払う、と取り決められた。

同年 10 月 10 日、Y は、X に対して、登記の書類を全く準備していないにもかかわらず、X による中間金不払いの債務不履行を理由として、本件契約を解除する旨通知した。同月 12 日、Y は、A に対して、本件契約が解除されて甲が Y 所有になっていることを告げて、A との間で、賃料を月 20 万円とする期限の定めのない賃貸借契約を締結して、甲を A に引き渡した。

同年 10 月 30 日、X は、Y に対して、本件契約を解除することを通知して、500 万円の返還を請求した。この請求は認められるか。